

老人福祉計画及び第 9 期介護保険事業計画の策定に向けて

1 計画の位置付け

老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8 に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 117 条に基づき「市町村介護保険事業計画」を、3 年に 1 度、高齢者の福祉及び介護に関する総合的な計画として一体的に策定する。

2 計画期間

第 9 期：令和 6 年度～令和 8 年度

3 計画の内容

サービスの種類ごとの量の見込み等を定めるとともに、2025 年やその後の生産年齢人口の減少の加速等を見据えた中長期的なサービスの種類ごとの量の推計値等を定めるとともに介護予防・重度化防止等の取組内容及び目標等を記載する。

4 策定体制

安曇野市介護保険等運営協議会において、現計画の達成状況の点検及び評価を行うとともに、高齢者実態調査や在宅生活改善調査の調査結果の分析、評価を行う。

また、当該評価を第 9 期計画素案に反映させ、策定する。

5 策定の流れ

別紙 1 参照

6 これまでの計画

(1) 安曇野市老人福祉計画及び第 7 期介護保険事業計画（平成 30～令和 2 年度）

ア 基本目標

高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持ち、安心して暮らすことができる地域社会を目指し、「安曇野市地域包括ケアシステム」を構築する

イ 施策の方向性（重点目標）

- ① 高齢者が社会参加し、自主的な介護予防に取り組めるような環境の整備
- ② 地域において高齢者を支える地域包括支援体制の充実
- ③ 地域マネジメントの推進による介護保険サービスの適正な運営

(2) 安曇野市老人福祉計画及び第 8 期介護保険事業計画（令和 3～令和 5 年度）

ア 基本目標

高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持ち、安心して暮らすことができる地域社会

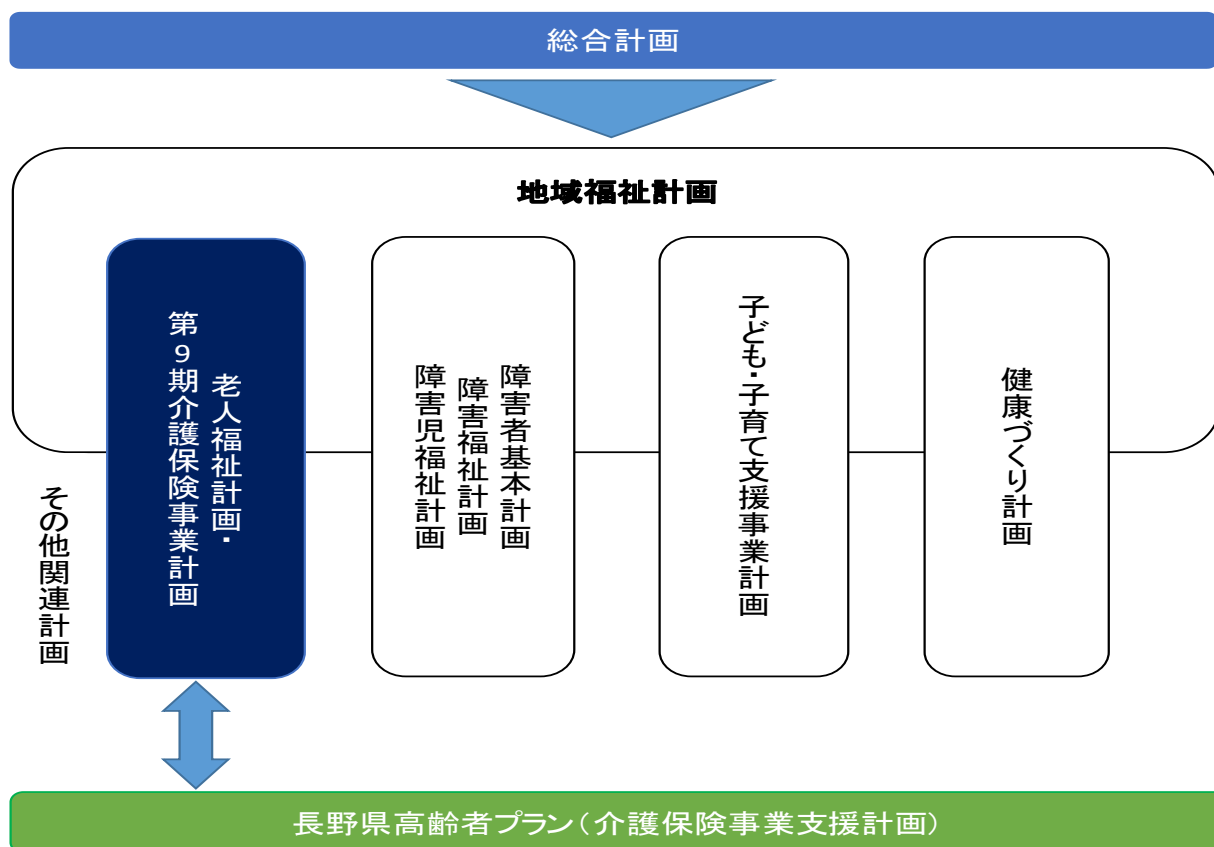
を目指し、「安曇野市地域包括ケアシステム」を構築する

イ 施策の方向性（重点目標）

- ①高齢者の社会参加と生活支援サービス等の充実
- ②高齢者の権利擁護の推進
- ③高齢者を支える地域包括支援体制の充実
- ④介護給付費適正化の推進による介護保険サービスの適切な運営

7 他の計画との関連性

第8期介護保険事業計画同様に、当市のまちづくりの基本となる「安曇野市総合計画」（第2次 R5～R9）、地域福祉の将来像を示した「安曇野市地域福祉計画」（第4期 R6～R8）、健康づくりの指針である「安曇野市健康づくり計画」（第3次 R6～R15）等の計画との調和を図るとともに、長野県高齢者プラン（第9期介護保険事業支援計画 R6～R8）等を踏まえ策定する。



8 国の基本指針について

市町村介護保険事業計画等の策定のための基本的事項を定めた指針を介護保険法に基づき国が策定している。当該指針に基づき、第9期の計画を策定する。

なお、国の指針案は令和5年7月10日に提示された（別紙2参照）。当該指針案を基に次期計画の構成案（素案）を作成した（別紙3参照）。